

令和 8 年 4 月 1 日

## 人 事 院 事 務 総 長

「人事院規則 10—10（セクシュアル・ハラスメントの防止等）  
の運用について」の一部改正について（通知）

「人事院規則 10—10（セクシュアル・ハラスメントの防止等）の運用につ  
いて（平成 10 年 11 月 13 日職職—442）」の一部を下記のとおり改正した  
ので、令和 8 年 4 月 1 日以降は、これによってください。

## 記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改  
正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
第 2 条関係 1・2 （略） 3 この条の第 1 号の「性的な言 動」とは、性的な関心や欲求に 基づく言動をいい、性別により 役割を分担すべきとする意識又 は性的指向若しくは <u>ジェンダー</u>	第 2 条関係 1・2 （略） 3 この条の第 1 号の「性的な言 動」とは、性的な関心や欲求に 基づく言動をいい、性別により 役割を分担すべきとする意識又 は性的指向若しくは <u>性自認</u> に関

アイデンティティに関する偏見に基づく言動も含まれる。

4～6 (略)

#### 第7条関係

1 (略)

2 この条の第2項の「研修」の内容には、性的指向及びジェンダーアイデンティティに関するものを含めるものとする。

3・4 (略)

#### 別紙第1

セクシュアル・ハラスメントをなくするために職員が認識すべき事項についての指針

第1 セクシュアル・ハラスメントをしないようにするために職員が認識すべき事項

1 (略)

2 基本的な心構え

職員は、セクシュアル・ハラスメントに関する次の事項について十分認識しなければならない。

一～四 (略)

五 職員間のセクシュアル・ハ

する偏見に基づく言動も含まれる。

4～6 (略)

#### 第7条関係

1 (略)

2 この条の第2項の「研修」の内容には、性的指向及び性自認に関するものを含めるものとする。

3・4 (略)

#### 別紙第1

セクシュアル・ハラスメントをなくするために職員が認識すべき事項についての指針

第1 セクシュアル・ハラスメントをしないようにするために職員が認識すべき事項

1 (略)

2 基本的な心構え

職員は、セクシュアル・ハラスメントに関する次の事項について十分認識しなければならない。

一～四 (略)

五 職員間のセクシュアル・ハ

ラスメントにだけ注意するのでは不十分であること。

行政サービスの相手方、国家公務員志望者など職員がその職務に従事する際に接することとなる職員以外の者及び委託契約又は派遣契約により同じ職場で勤務する者との関係にも注意しなければならない。

### 3 セクシュアル・ハラスメントになり得る言動

セクシュアル・ハラスメントになり得る言動として、例えば、次のようなものがある。

#### 一 職場内外で起きやすいもの

##### (1) 性的な内容の発言関係

ア (略)

イ 性別により差別しようとする意識等に基づくもの

①・② (略)

③ 性的指向やジェンダーアイデンティティをからかいたりいじめの対象としたり、性的指

ラスメントにだけ注意するのでは不十分であること。

行政サービスの相手方など職員がその職務に従事する際に接することとなる職員以外の者及び委託契約又は派遣契約により同じ職場で勤務する者との関係にも注意しなければならない。

### 3 セクシュアル・ハラスメントになり得る言動

セクシュアル・ハラスメントになり得る言動として、例えば、次のようなものがある。

#### 一 職場内外で起きやすいもの

##### (1) 性的な内容の発言関係

ア (略)

イ 性別により差別しようとする意識等に基づくもの

①・② (略)

③ 性的指向や性自認をからかいたりいじめの対象としたり、性的指向や性自認を本人の承諾

向やジェンダーアイ  
デンティティを本人の承  
諾なしに第三者に漏ら  
したりすること。

(2) (略)

二 (略)

4 (略)

なしに第三者に漏らし  
たりすること。

(2) (略)

二 (略)

4 (略)

以 上